

新市建設計画の策定方針について

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき作成する市町村建設計画（新市建設計画）については、概ね次のような考え方により臨むものとします。

1 建設計画策定の趣旨

本計画は、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村（以下「関係市町村」という。）の合併により新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画（以下「計画」という。）を策定し、その実現を図ることにより関係市町村の速やかな一体性の確立を促し、地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し、新しいまちづくりを行うための総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本方針や具体的な施策の方向を示すものです。

2 計画の内容

（1）計画の対象となる地域

関係市町村の地域とします。

（2）計画の期間

計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね10年の期間について定めるものとします。

また、新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

（3）計画の構成

この計画は、新市を建設していくための①新市将来構想（基本理念、基本方針等）②基本方針に基づく施策③公共的施設の統合整備④財政計画の4項目を主体とした構成とし、必要に応じて計画の趣旨や関係市町村の概況を記述するものとします。

3 基本方針及び施策、主要事業

計画策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ① 関係市町村の総合計画を尊重するとともに、新市としての全体的な見地から、国及び県の上位計画や渋川地区広域市町村圏振興整備組合の広域計画との整合性を図り一体性の確保に努め

る。

- ② 関係市町村が持つそれぞれの地域の文化・伝統を尊重する。
- ③ 関係市町村がそれぞれ抱える政策課題等を合併後の地域全体の課題として、対応策を検討するとともに、合併による効果が期待できる新たな事業について検討する。
- ④ 計画の推進によって、合併後10年間にまちづくりの基盤体制を確実に整えるとともに、中長期展望に立って策定する。
- ⑤ 新市移行の際は、住民生活に支障のないように、住民サービス及び住民福祉の向上に努め、住民の意向を反映したハード・ソフト両面の整備推進を図る。
- ⑥ 均衡な発展及び公平な負担の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- ⑦ 地方分権への対応及び行政の効率化等を図るため、事務事業の見直しに努めるとともに、適正な職員体制等行政改革を推進し、行政組織及び運営の合理化を図る。
- ⑧ 合併特例債等の地方債の活用については、財政計画を踏まえ検討する。

4 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域のバランスや合併によって住民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう十分配慮します。

5 財政計画

財政計画の策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ① 合併後においても健全な財政運営を行うことを基本とする。
- ② 財政計画は、人口の将来見込みや新市のまちづくりを加味した計画とする。
- ③ 地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もらず、合理的で健全な財政運営に裏付けられた財政計画とする。